

米軍の火薬類運搬上の処置

火薬類を車両で運搬するに際し安全を確保するため米軍が遵守すべき手続につき、昭和35年(1960年)12月の日米合同委員会において次のように合意された。

1 車両の標識

火薬類を積載して公道を走行する車両は、その前部及び後部に赤地に白で「火薬」と日本語で記載した約15インチ平方(約38センチ平方)の標識をつけなければならない。可能な限りこの標識には、発光塗料又は蛍光塗料を使用しなければならない。夜間に火薬類を積載して公道を走行する場合には、車両の前部及び後部に150メートル離れたところから明瞭に識別することができる赤色灯を備えなければならない。

2 車両に積載する荷量は、合衆国安全規則において許容されている安全な量に制限しなければならない。

ただし、鋭感な火薬類及び火管用雷管、工業雷管、魚雷頭部、爆薬を装填した爆弾のように斉爆を起す性質の弾薬を運搬する場合には、荷量はその車両の積載量の80%を超えてはならない。

3 2,000ポンド以上の鋭感な火薬類あるいは斉爆を起す性質の爆薬を運搬する場合には先導車をつけなければならない。

4 2,000ポンド以上の火薬類を車両で公道を運搬する場合には、可能な限り、あらかじめ、運搬の通知を県当局にしなくてはならない。ただし、頻繁に一定の長期間継続して運搬する場合には、全期間にわたり一回の通知で足りる。

(1) 米軍と契約した火薬類運送業者は、日本の法令で要求されるすべての手続を行

われなければならない。

これらの手続は、米軍所有の軍用車については必要としない。

(2) 米軍の指揮官と日本の地方警察とは火薬類を運搬する通路についてしばしば連絡をとらなければならない。

5 弾薬又は火薬類を廃棄する場合には、次の基準によらなければならない。

(1) 海中廃棄は、日本の領海を超えた深海であって、慣習的な漁場、通信ケーブルのルート又は定期航路をさけた場所において行なわなければならない。

(2) 陸上における燃焼又は爆発による廃棄は、日米合同委員会によって承認された時間、場所及び状況において行なわなければならない。

6 火薬類、毒ガス及び可燃物は、特に日米合同委員会によって承認されなければ、関門海底車道トンネルを通過して運搬してはならない。ただし、小火器弾薬は、日本道路公団関門トンネル事務所と協議して運搬することができる。

この勧告において小火器弾薬とは口径0.6インチ及びそれ以下の弾薬、猟用装弾並びに口径20ミリメートル(火薬の入った弾薬丸付のものを除く。)の弾薬をいう。

7 法律又は規則が改正された場合には、日米合同委員会において相互に同意して以上の手続を適当に変更することができる。